**WEBページ制作委託契約書（案）**

委託者である甲と受託者である乙は、以下の通り、WEBページ制作に関する契約を締結する。

第1条（目的）

本契約に従い、甲は乙に対して、下記URL上で表示される「甲のWEBページ（PC端末対応、スマートフォン対応、iPad対応及び携帯電話対応）」のコンテンツ制作等（業務の詳細は本契約3条に定める。なお、以下「本件業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

記

　　　●●

第2条（再委託）

1　乙は、甲の書面による事前承諾を得ない限り、本件業務の全部または一部を第三者に委託することができないものとする。

2　甲の事前の承諾を得て本件業務の全部または一部を第三者に再委託する場合においても、乙は当該第三者の業務遂行に関して全ての責任を負うものとする。

第3条（本件業務の内容等）

1　本件業務の内容は、次に定める各業務とする。

【調査・企画業務】

本契約締結時における甲のWEBページの調査・分析に基づき、コンテンツ改修及び新規作成並びに新機能開発等の企画・提案を行う作業のこと。

【基本設計・作成業務】

甲が採用した提案内容を踏まえた、甲のWEBページコンテンツの改修、新規コンテンツの作成、及び甲のWEB上で機能するシステム構築作業のこと。

【移行・運用準備支援業務】

改修コンテン及び新規コンテンツへの移行、構築されたシステムの導入、運用テスト等に関する支援作業のこと。

2　乙は、甲との間で次に定めることを協議し合意した事項を別途書面で仕様書に定めた上（以下「本件仕様書」という。）、本件仕様書に従って本件業務を遂行するものとする。

　　①本件業務に要する作業期間または作業完了時期

②作業スケジュール及び甲・乙の役割分担

③乙が甲の委託に基づき作成し納入するWEBページコンテンツ（以下「成果物」という。）の明細及び納入方法・場所

④検査または確認に関する事項

⑤その他本件業務遂行に必要な事項

3　本件仕様書は本契約の一部を構成し、本件仕様書の内容を変更する場合には、本契約に特段の定めがある場合を除き、第10条（契約の変更）所定の手続きに従うものとする。

4　乙は、本件業務のうち、WEBページコンテンツの作成業務について、本件仕様書に定めた期間内に完成させ、インターネット上に成果物データを公開することで納品を行うものとする。

5　乙は、本件仕様書に定めた期間内にWEBページコンテンツの作成業務が完了しない、またはそのおそれが生じた場合には、速かに甲にその旨を通知し、当該作業完了時期または成果物の納期変更につき甲と協議するものとする。

第4条（成果物の検査手続等）

1　甲は、成果物の受領後、●営業日内（以下「検査期間」という。）に、その内容が本件仕様書に合致したものであるか否かの検査を行うものとする。

2　前項の検査の結果、成果物が本件仕様書に合致したものでない場合には、甲は、検査期間内にその旨を乙に通知する。

3　乙は、前項の甲の通知に従い、すみやかに成果物を本件仕様書に合致したものとするよう補正、修正または変更を行い、当該補正等を行った成果物を甲に再提出するものとする。

4　前項の手続により再提出された成果物の取扱は、本条1項ないし3項の定めに準じるものとする。

第5条（ホスティングサーバー／ドメイン取得）

1　甲が指定するサーバーならびにドメインを使用して、乙は成果物をインターネット上に公開するものとする。

2　甲は各レンタルサーバと契約し、当該契約に対する管理業務を行うものとする。

3　甲はドメイン管理会社と契約し、当該ドメンインの維持管理業務を行うものとする。

第6条（対価の支払算）

1　甲は乙に対し、本契約期間中、本件業務の対価（消費税別）として●円を支払うものとする。

2　前項に定める対価については、●日までに乙の指定する銀行口座に振り込んで支払うものとする。なお、振込費用は甲の負担とする。

第7条（資料等の管理）

1　乙は、甲から本件業務に関する資料（デジタルファイルないしデジタルデータを含む。以下同じ。）を提供された場合、当該資料を善良なる管理者の注意をもって管理及び保管し、かつ、本件業務以外の用途に使用してはならない。

2　乙は、前項に定める資料が本件業務の遂行上不要となったときまたは甲から返還等の要請があったときは、遅滞なくこれらを甲に返還または甲の指示に従った措置（破棄及びその報告等）をとるものとする。

3　甲は乙に対し、甲または甲の関係者及び顧客が有する個人情報（特定の個人を識別できる情報をいう。以下同じ）を預託する場合、当該個人情報を特定し、個人情報である旨を通知するものとする。

4　乙は、個人情報の預託を受けた場合、当該個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、当該個人情報を第三者に提供せず、本件業務遂行の目的の範囲内でのみ使用するものとする。なお、個人情報の複製、改変が必要な場合は、事前に甲から書面による承諾を得るものとする。

5　乙は、甲より預託され個人情報を甲の事前の承諾を得ずに、再預託してはならないものとする。

第8条（秘密保持義務等）

甲及び乙は、本契約の有効期間中はもとよりその終了後においても、本件業務に関連して知り得た相手方の業務上、技術上の情報であって、相手方より秘密である旨の指示があったもの及び口頭やデモンストレーション等無形の方法により相手方から開示される場合には、開示の時点で秘密である旨の通知がなされ、開示後30日以内に秘密である旨の表示をして相手方から交付された情報（以下「秘密情報」という。）を秘密に保持し、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩、他の目的に使用しないものとする。但し、次の各号の一に該当するものについてはこの限りでない。

①知得の際、既に公知であったもの。

②知得の際、既に自己が保有していたもの。

③知得の後、自己の責によらずに公知となったもの。

④正当な権限を有する第三者から入手したもの。

⑤相手方の秘密情報とは無関係に独自に開発したもの。

第9条（損害賠償）

乙は、本契約に基づく債務を履行しないことにより甲に損害を与えた場合、本契約の解除の有無に関わらず、損害賠償責任を負うものとする。

第10条（契約の変更）

1　甲または乙は、本契約の内容の一部について変更を行おうとする場合、その変更の内容、理由等を明示して文書をもって相手方に申し入れる。

2　前項の申入れがあった場合、甲及び乙は、当該申入れの日から14日以内に当該変更の内容及び可否につき協議を行う。

3　前項の協議により協議が整った場合、甲と乙は、変更契約書を締結するものとする。本契約の変更は変更契約書によらなければ変更されない。

4　前項の協議が整わない間、乙は、変更前の条件に従って作業を進めるものとする。

5　甲が乙に対し、本件仕様書で定められた甲のWEBページの構成、デザイン等の変更を申し入れ、当該変更が乙において可能であるときは、乙は当該変更に応じることとする。ただし、それにより乙の作業量が増減するときは、増減した作業量に従い、合理的な額だけ委託料を増減し、必要な場合は作業時間を短縮または伸長し、必要な変更契約書を締結する。

第11条（権利の帰属）

1　乙が制作した閲覧可能となった甲のWEBページの構成、デザイン等の成果物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条所定の権利も含む。）は、甲に譲渡されるものとする。

2　乙は甲に対し、本件業務遂行の成果物に対して著作者人格権を行使しないものとする。

第12条（第三者の権利侵害）

甲のWEBページの内容等について第三者との間で紛争が生じた場合、甲の責任の負担で解決するものとする。但し、甲のWEBページのデザインの模倣、成果物のプログラムに係る著作権侵害に関し、紛争の原因が乙にある場合はこの限りではない。

第13条（中途解約）

甲は、本契約の途中において解約する場合、解約の効力発生日の30日前に乙に対して通知を行うものとする。

第14条（契約解除）

1　相手方が本契約上の義務に違反し、書面で違反の是正を催告するも当該催告書の到達から30日以内に義務違反状態が解消されないときは、催告した当事者は相手方に対する書面による解除通知により本契約を解除することができる。

2　次の各号の一に該当する事実が本契約の一方当事者に発生した場合は、他方当事者は事前の催告を要しないで、相手方に対する書面による解除通知により直ちに本契約を解除することができる。

　（1） 本契約の義務違反の結果、他方当事者に重大な損害を与えたとき

　（2） 支払の停止または破産、民事再生、会社再生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき

　（3） 手形交換所の取引停止処分を受けたとき

　（4） 会社財産の重要部分について裁判所または公的機関の仮差押命令、保全命令、差押命令が発令されたときもしくは競売手続きが開始されたとき

　（5） 公租公課の滞納処分を受けたとき

（6） 会社の営業活動もしくは営業用資産の全部または重要部分を第三者に譲渡したと　　　　　　　　　　き

　（7） 他の会社と合併したとき

　（8） 理由の如何を問わず、会社の営業活動の全部または重要部分を停止したとき

（9） 解散または清算したとき

　（10）会社の発行済株式の過半数が移動したとき

　（11）会社の財政状況または信用状況が著しく悪化したとき

3　本条に基づく本契約の解除は、その原因となった当事者に対する損害賠償請求を妨げない。

第15条（誠実協議）

　　本契約に定めのない事項または疑義を生じた事項については、甲乙誠意をもって協議のうえその解決に努めるものとする。

第16条（合意管轄裁判所）

　　本契約に関する甲乙間の紛争については、甲の所在地を管轄する地方または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上の通り契約が成立したので、本契約成立を証するため本契約書２通を作成し、甲乙署名（記名）・押印（捺印）の上、各１通保有するものとする。

平成年　　月　　日

【甲】住所：

　　　名称：

　　　代表者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

【乙】住所：

　　　名称：

　　　代表者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印